解散公告（第一回）

当法人は、平成二十一年九月十四日開催の理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月十三日

大阪府柏原市安堂町一一五番一

財団法人大阪府国民年金福祉協会

清算人　蓑輪　英幸

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年七月十七日開催の社員総会の決議により、平成二十一年九月十五日に福島県知事の許可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月十三日

東京都千代田区三崎町三丁目七番四号

ゆうちょ財団厚生年金基金

代表清算人　江嵜　正邦

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十一年八月二十八日開催の代議員会の決議により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月十三日

福島県郡山市大槻町谷地一七―一

医療法人白岩クリニック

清算人　白岩　邦俊

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十一年九月二十四日付東京都告示第一千三百七号により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月十三日

東京都港区虎ノ門一丁目二〇番一〇号

グランドステージ東向島マンション建替

組合

代表清算人　荻津　健二

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十一年九月二十四日付東京都告示第一千三百六号により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月十三日

東京都杉並区方南一丁目一二番四号

赤羽マンション建替組合

代表清算人　津守　勝男

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年九月三十日、存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出が無い時は清算から除斥します。

平成二十一年十月十三日

奈良県吉野郡下北山村大字佐田四三三番地

財団法人佐田自治会

代表清算人　福田　文男

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年八月十七日開催の社員総会の決議により平成二十一年八月十七日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年九月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月十三日

東京都立川市羽衣町三丁目一〇番一〇号三一八号室

特定非営利活動法人Ｊｅｃ障害者野外体験センター

清算人　木村　啓律

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年九月八日開催の理事会及び評議員会の決議により平成二十一年十月二日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月十三日

神奈川県相模原市弥栄三丁目一番五号

財団法人神奈川県国民年金福祉協会

清算人　武田　源治

解散公告（第三回）

当法人は、昭和二十七年十月三日宗教法人法附則十七項の規定により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月十三日

富山県中新川郡上市町東町一番地

宗教法人常行寺

清算人　伊藤　了元

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年九月五日社員の欠亡により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月十三日

福岡県筑後市大字水田九九一番地の一

医療法人岡邦彦産婦人科

清算人　岡　由紀

配当公告

島根県安来市広瀬町布部一七一一番地一

破産者　株式会社足立組

右の者に対する松江地方裁判所平成二十年（フ）第一二三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金三五四、九二八、二一八円

一、配当することのできる金額

金一一、三二八、八七四円

平成二十一年十月十三日

島根県松江市母衣町一七八番地二

破産管財人　吾郷　計宜

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県盛岡市玉山区下田字生出四五番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　畠山　信夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月十三日

盛岡市中野一丁目二〇番三二号

相続財産管理人　中村　俊彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県稲敷郡美浦村大字舟子一七一六番地四、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　櫻井　正美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月十三日

東京都文京区本郷二丁目二二番一二号本郷ボックスツリー四階河合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　河合　早苗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県南巨摩郡増穂町青柳町一五〇二番地、最後の住所東京都北区赤羽二丁目四一番七号亀田荘一〇号　被相続人　亡　小池　茂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月十三日

事務所東京都中央区八重洲二丁目八番七号

福岡ビル六階石嵜信憲法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山中　健児

平成二十一年十月十三日

東京都杉並区方南一丁目一二番四号

赤羽マンション建替組合

代表清算人　津守　勝男

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年九月三十日、存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出が無い時は清算から除斥します。

平成二十一年十月十三日

奈良県吉野郡下北山村大字佐田四三三番地

財団法人佐田自治会

代表清算人　福田　文男

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年八月十七日開催の社員総会の決議により平成二十一年八月十七日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年九月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月十三日

東京都立川市羽衣町三丁目一〇番一〇号三一八号室

特定非営利活動法人Ｊｅｃ障害者野外体験センター

清算人　木村　啓律

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年九月八日開催の理事会及び評議員会の決議により平成二十一年十月二日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月十三日

神奈川県相模原市弥栄三丁目一番五号

財団法人神奈川県国民年金福祉協会

清算人　武田　源治

解散公告（第三回）

当法人は、昭和二十七年十月三日宗教法人法附則十七項の規定により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月十三日

富山県中新川郡上市町東町一番地

宗教法人常行寺

清算人　伊藤　了元

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年九月五日社員の欠亡により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月十三日

福岡県筑後市大字水田九九一番地の一

医療法人岡邦彦産婦人科

清算人　岡　由紀

配当公告

島根県安来市広瀬町布部一七一一番地一

破産者　株式会社足立組

右の者に対する松江地方裁判所平成二十年（フ）第一二三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金三五四、九二八、二一八円

一、配当することのできる金額

金一一、三二八、八七四円

平成二十一年十月十三日

島根県松江市母衣町一七八番地二

破産管財人　吾郷　計宜

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県盛岡市玉山区下田字生出四五番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　畠山　信夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月十三日

盛岡市中野一丁目二〇番三二号

相続財産管理人　中村　俊彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県稲敷郡美浦村大字舟子一七一六番地四、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　櫻井　正美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月十三日

東京都文京区本郷二丁目二二番一二号本郷ボックスツリー四階河合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　河合　早苗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県南巨摩郡増穂町青柳町一五〇二番地、最後の住所東京都北区赤羽二丁目四一番七号亀田荘一〇号　被相続人　亡　小池　茂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月十三日

事務所東京都中央区八重洲二丁目八番七号

福岡ビル六階石嵜信憲法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山中　健児

平成二十一年十月十三日

茨城県土浦市文京町一番九号吉原ビル二階

天野・竹若法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中島　隆一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県木更津市矢那二七〇二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　髙野　功

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月十三日

事務所千葉県木更津市新田二丁目六番一号

かずさ総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　髙橋　信正

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市保土ケ谷区西谷町七〇二番地、最後の住所東京都足立区西綾瀬四丁目三番二七号エスパッソ綾瀬五〇二号室

被相続人　亡　長澤　学

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月十三日

東京都文京区本郷二丁目二二番一二号本郷ボックスツリー四階河合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　河合　早苗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県南巨摩郡増穂町青柳町一五〇二番地、最後の住所東京都北区赤羽二丁目四一番七号亀田荘一〇号　被相続人　亡　小池　茂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月十三日

事務所東京都中央区八重洲二丁目八番七号

福岡ビル六階石嵜信憲法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山中　健児